

# 印鑑登録カードの紛失が

## 増えています

〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課住基係(白水庁舎)

窓口センター(久木野庁舎)

長陽総合調整課(長陽庁舎)

TEL(62)9195

TEL(67)2638

TEL(67)1113

急に印鑑証明書が必要になり、「あれっ印鑑登録カードがない!!」と気付いたことはありませんか?

最近、印鑑登録カードの紛失が多くなっています。登録カードの紛失に気付いたら、悪用される前に、近くの窓口で、必ず紛失の届け出をしてください。(警察署へ紛失・盗難届を提出しただけでは、印鑑登録は抹消されません)

### ■紛失届に必要なもの

本人が申請する場合

- ① 登録した印鑑
- ② 本人確認書類(運転免許証など公的機関が発行した顔写真付きのもの)

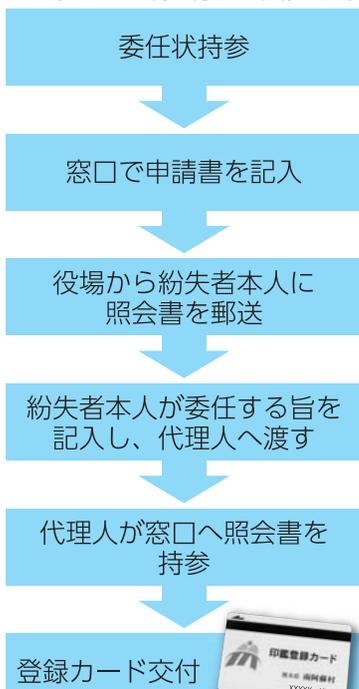
※右の書類があれば登録カードの再交付もすぐできます。

代理人が申請する場合

- ① 登録した印鑑
- ② 代理人の認印
- ③ 紛失者本人自書の委任状
- ④ 代理人の本人確認書類

代理人が登録カードの再交付まで申請する場合

約1週間



※登録カード交付には、手数料500円がかかります



# 村内中小企業の皆さんへ 中小企業融資金利子補給を実施します

〈問い合わせ〉

村商工会 本所 TEL(62)9435

役場 企画観光課商工係 TEL(67)1112

## Q 利子補給とは?

A 南阿蘇村内中小企業の近代化を促進するため、中小企業者が事業を運営するために必要な資金の融資を受けた場合の利子補給です。

## Q 利子補給の期間は?

A ① 設備資金の場合  
借受人が取り扱い金融機関から融資を受けた日の属する月から3年

## Q 融資機関は?

A 政府系統融資機関、肥後銀行、熊本銀行、阿蘇農業協同組合、熊本県信用組合、熊本県内に本店がある信用金庫

## Q 利子補給対象者は?

A ① 村内に住所および事業所を1年以上有する、個人または法人

## Q 利子補給の額および算定対象期間は?

A ① 利子補給金の額  
借受人が取扱融資機関に支払った借受金の利子(延滞金を除く)の内、年利4%以内

## Q 申請の手続期間は?

A 1月6日～1月31日まで  
に村商工会(土日、祝日を除く)に申し込みください

## Q 利子補給の対象額

A ② 事業運営資金 原材料・商品の購入、賃金など

## Q 利子補給の対象期間

A ③ 対象期間  
平成25年1月1日～12月31日

